

令和健康科学大学学部長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）看護学部長及びリハビリテーション学部長（以下「学部長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 学部長は、当該学部の専任教授で、人格、識見ともに優れ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、学部長としての職務を掌理し得る者とする。

(学部長の選考)

第3条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 学部長の任期が満了するとき
- 二 学部長の辞任の申し出を理事長が承認したとき
- 三 学部長が欠けたとき
- 四 新たに学長が選任されたとき

2 学部長の選考は、前項第一号に該当するときは任期満了の30日以前に、同項第二号から第四号までに該当するときはその事由の生じた後速やかに行う。

(学部長の任期)

第4条 学部長の任期は2年とする。ただし、前条第1項第二号から第四号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 学部長は再任することができる。

(候補者の推薦)

第5条 学長は、学部長候補者を選考し、理事長に推薦する。

(解任)

第6条 学長は、学部長が各号のいずれかに該当するときは、当該学部長の解任を理事長に上申する。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反があるとき
- 三 その他学長が学部長に適しないと認めるとき

(学部長の任命等)

第7条 学部長の任命は、学長の推薦により理事長が行う。

2 学部長の解任は、学長の上申により、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年1日から改正、施行する。